教保第2334号

令和３年１月14日

府立学校　校長・准校長　様

教育振興室長

緊急事態宣言下における府立学校の部活動について

令和３年１月13日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、大阪府を含む７府県に緊急事態宣言が発出されました。これを受け、府立学校における部活動についての方向性を、下記のとおりとしますので、適切に対応願います。

なお、部活動以外の教育活動等に関しましては、後日改めてご連絡いたします。

記

　　○　活動については、『府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和２年12月25日Ver.4）「部活動に関する留意事項」』を再度徹底する。

○　なお、緊急事態宣言下においては以下の対応とする。

①普段の練習においては、「生徒どうしが組み合うことが主体となる活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等感染リスクの高い活動は行わない。

②練習試合や合同練習については禁止とする。

③宿泊や府県間の移動を伴う場合については中止または延期とする。

④十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等※への参加については、主催者による感染症対策を確認の上、出場することは可能。なお、学校においても十分な感染症対策を講じた上で参加すること。

　　　※公式な大会やコンクール等：高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が

　主催する大会やコンクール等

⑤この間に開催される公式な大会等に出場する場合に限り、事故防止等の観点から①に示す活動については行ってもよいが、感染症対策を十分に講じたうえで最小限にとどめること。

|  |
| --- |
| 問合せ先 |
| 【運動部活動について】保健体育課　競技スポーツグループ主任指導主事　　木場　恒樹TEL: 06-6944-6904（直通）【文化部活動について】高等学校課　生徒指導グループ主任指導主事　　高階　章一　　　TEL: 06-6947-2612（直通） |